

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

紀美野町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等及び和歌山県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、資格、賦課、収納、滞納管理及び保険給付に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課及び収納管理に必要な情報管理
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、内閣府・総務省令)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町住民課、 税務課
②所属長の役職名	住民課長、 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町住民課・税務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-5903・5905
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム使用可能な職員にはそれぞれID及びパスワード等が付与されており、業務上必要のないアクセス権は与えられていない。また、後期高齢者医療広域連動電算処理システムへのアクセスが可能な職員は静脈認証、ID及びパスワードによる認証によってログインが可能であり、アクセス可能な職員の名簿は年度ごとに作成することで適切な管理を行っている。よって、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	住民課長 増谷 守哉、 税務課長 西岡 秀育	住民課長、税務課長	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種		基礎項目評価書	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転不正な提供・		提供・移転しない	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去特定個人情報		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無		自己点検	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発従業員に対する個人のプライバシー等の権利		十分に行っている	事前	
令和4年8月22日	利益の保護の宣言	紀美野町長は	紀美野町は	事前	
令和4年8月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会	高齢者の医療の確保に関する法律等及び和歌山県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、資格、賦課、収納、滞納管理及び保険給付に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認②保険料賦課及び収納管理に必要な情報管理	事後	再実施に伴う修正
令和4年8月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正等による変更
令和4年8月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取扱いに関する問合せ	紀美野町総務課 電話:073-489-2430	紀美野町住民課・税務課 電話:073-489-5903・5905	事前	
令和4年8月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和4年8月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第59項 並びに内閣府・総務省令第46条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第85 の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)(以下、内閣府・総務省令)第46 条	事後	再実施における法改正等の修正
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の80、82、83 の項	番号法第19条8号、別表第85の項 内閣府・総務省令第46条	事後	再実施における法改正等の修正
令和6年8月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年7月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事前	再実施に伴う時点更新のため
令和6年8月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年7月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事前	再実施に伴う時点更新のため
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事前	
令和7年9月1日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
令和7年9月1日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第85の項 内閣府・総務省令第46条		事前	
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事前	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事前	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事前	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない	事前	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	<p>IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠</p>		<p>システム使用可能な職員にはそれぞれID及びパスワード等が付与されており、業務上必要のないアクセス権は与えられていない。また、後期高齢者医療広域連動電算処理システムへのアクセスが可能な職員は静脈認証、ID及びパスワードによる認証によってログインが可能であり、アクセス可能な職員の名簿は年度ごとに作成することで適切な管理を行っている。よって、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事前	